



TOKYO
METROPOLITAN
GOVERNMENT

官民連携ファンドのマネジメント方針

令和7年5月

産業労働局 総務部 国際金融都市推進課

目次

～ はじめに ～

- 1 官民連携ファンド事業の目的や対象領域
- 2 実績評価
- 3 実績の公表
- 4 事業実施体制等

はじめに

- ▶ 都は、金融の力で社会課題を解決するため、官民連携ファンド事業を実施している。
- ▶ 社会の複雑化・多様化に伴い、都のファンドで取り扱う分野が多様化する中でも、政策目的に沿って適切かつ効果的にファンド事業を活用するためには、関係各局が統一的な視点で管理・運営を行うことが重要である。
- ▶ そのため、都が出資するファンドのマネジメントに関する方針を策定し、関係各局はこれに基づき、適宜、外部有識者からご意見をいただきつつ、管理・運営を行っていくことで、より適切かつ効果的にファンド事業を活用し、政策目的の実現につなげていく。

1 官民連携ファンド事業の目的や対象領域

- 都の官民連携ファンドは、都の資金を呼び水として民間の資金やノウハウを引き出し、新たな資金の流れを創出することなどを通じて、政策目的の実現につなげていくことを目的とし、この考え方に沿ってファンドの組成や管理に取り組むものとする。
- さらに、ファンド事業を通じて、新たな分野へのリスクマネーの供給を支えるエコシステムの発展を促し、民間主体で自立的に機能する市場の実現を目指していく。
- これらを踏まえ、ファンドの投資対象とする領域は、「政策的意義はあるが、ビジネスとしては黎明期にあるなど、現時点では収益面での不確実性が高く、民間の資金供給が十分でない分野」であることを基本とする。

2 官民連携ファンドの実績評価

都の資金を呼び水として民間の資金やノウハウを引き出し、新たな資金の流れを創出することなどを通じて、政策目的の実現につなげていくという趣旨を踏まえ、評価にあたっては「政策目的の達成(呼び水効果を含む)」を重視しつつ、「収益性」についても適切に評価する。

具体的な評価項目は、以下の通りとする。

(1) 政策目的に関する評価

① 政策目的の達成状況

- ・ 運営状況の監視により、政策目的の達成等に向けた進捗を定期的に確認し、評価する。

② 呼び水効果

- ・ 都の出資額は民間出資等の総額を超えない範囲を基本とする考えを前提とし、出資先ファンドに対する民間出資等の総額を、都出資の呼び水効果として評価する。

ただし、ファンド・オブ・ファンズの場合の民間出資等の総額には、子ファンドに対する民間出資等も含める。

(2) 収益性の評価

- ・ ビジネスとしては黎明期にあるなど、現時点では収益面での不確実性が高い分野への投資を行うこととなる一方、公金を原資とするものであることから、都は、財務的リターンと社会的リターンの両立を目指すインパクト投資家と同じ目線を持ちつつ、都の出資額を上回る資金回収を目指すものとする。

- ・ ファンドの運用期間中は、投資先の事業状況等を定期的に確認し、ファンドの清算終了時に収益性を評価する。

3 官民連携ファンドの実績の公表

都民の理解が得られるよう、ファンドの成果発信は重要であることから、都の官民連携ファンドの清算終了後は、契約上の守秘義務に配慮しつつ、ファンドの政策目的の達成状況やファンド運営の実績（ファンド規模・投資件数、投資の概要、都の出資額・回収額など）を公表することとする。

4 官民連携ファンドの事業実施体制等 — 基本的な考え方 —

〔 基本的考え方 〕

都の官民連携ファンドの主たる法的根拠となる「投資事業有限責任組合契約に関する法律」では、ファンドの業務の決定及び執行に関する権限はファンド運営事業者である無限責任組合員（以下「G P」という。）が持つものされている。こうした中、都は、官民連携ファンド事業において有限責任組合員（以下「L P」という。）として出資を行うこととしているため、都のファンド運営への関与については一定の制約があることに留意が必要となる。

一方、ファンド事業では公金を活用することから、都は、ファンドの決算や投資状況の報告など、L Pが通常有する権利のみならず、都の事業として適切なモニタリングを行うために必要な権利を得られるよう、組合契約等の締結に際してG Pに求めていくものとする。

また、より効果的に事業運営を進める観点から、ファンドの組成前から清算終了に至るまで、外部有識者等から意見を聴取し、ファンド事業の運営・管理に活かすものとする。

以上を踏まえ、都のファンド事業の運営・管理においては、次に定める事項を基本に取り組むこととする。

4 官民連携ファンドの事業実施体制等 — 事項別 —

① ファンド運営事業者の選定

- G P は、公募の応募事業者の中から、外部有識者を交えた選定委員会で審査し、選定する。
- 選定委員会に先立ち、応募事業者に対しファンド調査機関等の第三者機関によるデューデリジエンス調査を実施し、当該調査結果も踏まえ、選定委員会において審査を実施する。
- 運営事業者の選定に際し、利益相反の防止やG P および投資先の役職員に対するハラスメント防止といったコンプライアンスの遵守に向けたガバナンス体制の整備を求める。

② 投資先の決定過程

- 各ファンドにおける投資の意思決定機関（投資委員会等）に都がオブザーバーとして参加し、投資の意思決定プロセスについて監視・モニタリングを行い、適切に意見表明を行うこととする。

③ ファンド運営状況のモニタリング

- ファンドの運営期間中は、G P と積極的にコミュニケーションを図り、ファンドの財務状況や投資先の状況等について、GPから定期的に報告を受けることとする。
- 外部の第三者機関を通じて、ファンドの運営状況を定期的に調査し、必要に応じてファンド運営等に関してG P との意見交換等を行うとともに、適切に意見表明を行うこととする。
- 運営期間中は、必要に応じて有識者の意見を聴取し、その意見を踏まえた監視等を行うものとする。

【参考】本資料で使用される用語について

用語	解説
官民連携ファンド	都の施策に基づき、東京都と民間企業が共同で出資するファンドのこと。
エコシステム	企業や組織、顧客、パートナーなどが相互に影響を与え合い、協力しながら価値を創出するネットワークのこと。
呼び水効果	東京都の出資を契機に民間企業からの出資を引き出すことで、より大きな投資・経済効果を発揮すること。
ファンド・オブ・ファンズ	複数のファンドに投資を行うファンドのこと。
子ファンド	ファンド・オブ・ファンズが投資を行った先のファンドのこと。
インパクト投資	財務的リターンと社会的リターンの両立を目指す投資行動のこと。
無限責任組合員（GP）	ファンド（投資事業有限責任組合）等の運営と管理を担う組合員のこと。GPは、ファンドの債務や損失に対して個人又は法人資産をもって全ての責任を負うため、無限責任を持つとされている。
有限責任組合員（LP）	ファンド（投資事業有限責任組合）等において、出資額の範囲内で責任を負う組合員のこと。LPは原則としてファンドの運営には関与せず、出資額を超える責任を負うことはない。
デューディリジェンス	企業買収や出資などの重要な意思決定を行う前に、対象企業や資産の価値やリスクを徹底的に調査・分析するプロセス。これにより、投資判断の正確性を高め、潜在的なリスクを最小限に抑えることができる。
投資委員会	ファンドにおいて、資産運用に関する重要な方針や判断を行う会議体。委員は通常、投資の専門家や関係者で構成され、投資戦略の策定、資産配分の方針、リスク管理、投資先の選定・評価などについて協議し、助言または意思決定を行う。